

薬生監麻発 1025 第 4 号
平成 28 年 10 月 25 日

各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

向精神薬営業者及び向精神薬試験研究施設設置者の製造量等
の年間届出について

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 306 号）が本年 10 月 14 日に施行され、新たに 3 物質が向精神薬として指定されました。

それに伴い、平成 3 年 1 月 7 日付け薬麻第 3 号「向精神薬営業者及び向精神薬試験研究施設設置者の製造量等の年間届出について」別記様式 1 の別紙ー 1、別記様式 2 及び別記様式 3 の別紙を別添のとおりそれぞれ改訂しましたので、貴管下関係者への周知をお願いします。

なお、各都道府県に対しては、別添 1 の平成 28 年 10 月 25 日付け薬生監麻発 1025 第 5 号「都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者の製造量等の年間報告について」により、各関係団体に対しては、別添 2 の前同日付け薬生監麻発 1025 第 6 号「向精神薬営業者の製造量等の年間届出について」によって別途通知していることを申し添えます。